

平成21年11月6日
独立行政法人医薬基盤研究所

行政支出の無駄削減に向けた取組について

独立行政法人医薬基盤研究所が平成21年度に取り組む行政支出の無駄削減に向けた目標及び具体的取組について次のとおり定める。

第1 目標

行政支出の無駄削減に取り組むため、行政支出総点検会議の指摘事項（平成20年12月1日取りまとめ）を踏まえ、行政支出全般について、事業の実施状況の調査や必要性の点検等を行うこととする。

また、無駄削減には、職員一人一人の意識改革が不可欠であることから、職員の無駄削減・コスト意識の醸成を行い、徹底的な無駄の排除に取り組む。

第2 目標達成のための具体的取組

1 無駄削減に向けた職員の意識改革

職員より「無駄削減」等に係る提言を募集し、有効な「無駄削減」に資する提言については、職員に周知のうえ、取組として実践することとする。

2 行政支出等の見直し

① 公益法人への支出の見直し

平成21年度予算の執行にあたっては、競争性のある契約方式への移行等の見直しを行い、引き続き支出の節減に取り組むこととする。

② レクリエーション経費の廃止

レクリエーション経費の支出は、行わない。（平成21年度において予算措置なし）

3 行政コストの節減・効率化

① 「随意契約見直し計画」の着実な実施

随意契約により調達を行っている契約については、「随意契約見直し計画」（平成19年12月）に基づき、競争性の高い契約方式に移行することとする。

なお、随意契約見直し計画のフォローアップを公表することとする。

② 実質的な競争性を確保するための取組の実施

一般競争入札や企画競争に移行したものの、一者応札・応募となっているものなど、競争性のある契約方式への移行が形の上だけのものにとどまることのないよう、『「1者応札・1者応募」に係る改善方策について』（平成21年5月22日公表）に基づき、次の取組を実施することとする。

〈公示に関する事項〉

- ・ 公示は、公示情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・ 公示は、全てホームページに掲載することとする。さらに、参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ・ 公示は、可能な限り開庁日で10日間以上を確保する。

〈資格要件に関する事項〉

- ・ 資格要件は、官公庁の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

〈仕様等に関する事項〉

- ・ 仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- ・ 発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

〈参加者への配慮に関する事項〉

- ・ 契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。
- ・ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・ 複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する。

③ 「業務運営の効率化に伴う経費節減等」の着実な実施

「業務運営の効率化に伴う経費節減等」（中期目標）については、これまで取組を進めてきており、一定の成果が上がっているところであり、この取組を一層推進することにより更なる無駄の削減に取り組むこととする。

具体的には、

- ・ 事務用品の一括調達、コピー機等の複数年度のリース契約等調達の効率化に資する取組を一層推進する。
- ・ 割引運賃及びパック商品の利用を徹底し、出張旅費の更なる削減に取り組む。

④ タクシー使用の適正化の徹底

当法人では、「タクシーチケット使用規程」を制定し、タクシー乗車券チケット使用簿の設置を義務づけ、同方向の職員の相乗りの励行、使用済み半券の提出を義務付けするなど厳格な管理を徹底しているところであるが、「タクシーチケットの使用基準について」を定めて更なる支出の削減に取り組むこととする。

4 予算の執行状況の把握

総務部会計課職員が中心となって、予算の執行状況の調査を実施することとする。

5 取組状況等の公表

以下の事項についてホームページ等により公表を行う。

- ① 取組目標及び取組実績
- ② 公益法人への支出実績（※）

※公表項目：支出先、契約内容、契約金額、契約方式等

第3 その他無駄削減のための取組

1 会計検査院等からの意見等への対応

会計検査院からの意見、行政評価・監視結果に基づく勧告等外部からの無駄遣いの指摘については、速やかに改善措置を講じるとともに指摘事項の内容について法人内で情報の共有化を図ることとし、同様の問題がないか点検を行うこととする。

更に他法人への指摘事項のうち、参考となる事例については当法人においても同様の問題がないか点検を行うこととする。

2 その他

他法人における先進事例については、積極的に取り入れて実施することとする。